

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年1月15日(水) 16時00分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☐ 欠席☒

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 時廣 浩二 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 現況証明について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一成

署名委員 小坂 寛一

署名委員 今井 清弘

議長 ただ今から、令和7年第1回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第4号 現況証明について』

を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3 をご覧ください。申請地は、役場より南西3.4kmに位置する農業振興地域内農用地です。位置は3条-1で示しています。取得目的は経営規模の拡大です。利用計画についてはヒノヒカリ、ヒトメボレ、ミツヒカリ、マンゲツモチ等で、人員は自身の経営する会社から確保することで申請されています。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

野坂委員 今回の案件については特に問題はありません。えー、今までにも近くの方が高齢のために土地を手放したり、遠方に行かれたということで手放したケースはあります。いずれもこの〇〇さん、こちらの方に売却ということでその後の土地の管理も、適正に管理されておりますし今のところ問題ないと思います。

小坂委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より東1.4kmに位置する第三種農地です。位置は4条-1で示しています。転用目的については、倉庫兼事務所の設置です。5ページに記載のあるとおり、(A)の点線部分については平成4年に部分転用許可を受けておりましたが、申請者が内容を理解できておらず、平成18年頃に今回の申請地である(B)の部分に倉庫兼事務所を建築し、現在まで違反転用状態でしたので、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、始末書も出てますので問題はないと思います。で、1つ質問なんですが、平成4年に部分転用の許可をしたということですが、もう30年ぐらい前になりますが、書類的な確認はしてあるんですかね。

事務局 一応書類的なものについては、役場には残ってないんですよ。一応10年保存なので。ただまあ行政書士の方が〇〇さんに書類の確認とかをしてくてですね、面積的にも昔の部分と一致しているということで、連絡は貰っておりますので。

事務局 それと補足なんですが、この頃は県の方で許可事務を行っていた頃で、

県の方にはですね、当時転用の許可を受けたものというのは台帳に記録が残っているのです、県にその、地番と場所の図面等を送ってこちらから照会をかけて確認したところですね、まあその時の台帳にも部分転用許可を受けているということが確認出来てますので、こういった形で平成4年というふうに記載をさせていただいております。

塩田委員 30年昔の書類が残ってたということですね。

事務局 残っておりました。県の方には手書きの台帳で残ってますので、その写しを送付していただいております。

塩田委員 分かりました。

南委員 私も、ここはですね、あの農地ではないし問題がないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号7と8を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より東1.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。資材の搬入について、7ページにあるとおり、民地からクレーンで資材を吊って水路を跨いだ南側の斜線部に下ろし、そこから水路の管理道を通り申請地へ搬入するとのこと。また、田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱第5条第1項第2号及び第

6 条第 2 項に基づく事前周知措置を行ったことを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 申請地に入る通路がですね、非常に水路の管理道的なもので、2m くらいしか幅がないので軽トラとかがギリギリ走れるようなところです。で、その道が水路に平行してずっとあるんですけども、申請地の方には水路の渡ってる端ってというか床板を通って行かないといけないようなところなんで、直接資材の搬入は出来ないんですけれども、民地を使って資材を搬入してそこから小運搬でやるということで、隣接地も太陽光発電になってますので、問題はないと思います。

永田委員 現地を確認しましたが、周りは田の状態ではなく荒れておりましたので問題はありません。

南委員 これは、墓があるところよね。

山本委員 はい。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第 3 号 1 番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第 3 号 1 番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第 3 号 2 番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 9 と 10 を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より南東 3.1km に位置する第三種農地です。位置は 5 条－2 で示しています。転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱第 5 条第 1 項第 2 号及び第 6 条第 2 項に基づく事

前周知措置を行ったことを確認しております。10ページに記載のある排水先の水路については現状土で埋もれていますが掘って復旧させるとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

時廣委員 今地目は田んぼということになってはいますが、現状は木が生えたりすごく荒れた状況になってはいますし、太陽光になるのであればそちらの方がいいのかなということで、問題ないかと思えます。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号2番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第4号 現況証明について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号11をご覧ください。申請地は、役場より南西3.4kmに位置する第二種農地です。位置は現況－1で示しています。

事務局で現地を確認しましたが雑木が繁茂しており、おおむね山林化しておりました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

野坂委員 この現場は私の家から数百メートル、県道からですね川西に向かった左手の一角なんですけれども、現状としてはもう畑というイメージというよ

りは竹藪という形ですね、あのまあ、あまり未介入というかんじですので、畑というのではないと思います。

小坂委員 ありません。

今井委員 これは議案1の分と同じ方の土地ですか。

小坂委員 そうです。

今井委員 同じくらいの土地になるんですかね。

小坂委員 いや、場所は違うんです。近いところではあるんですけどね。

今井委員 土地はあちこち持っておられるんだな。ありがとうございます。

小坂委員 現況のところは、現況確認で、あれはあの〇〇さん入ってずーっと上がってこんだら、大きい道に出る突き当たりのちょっと下側の、みな北側のところですね、場所が。で、もう1番目の方は、今度は〇〇さんの方の、道挟んでちょっと下ったところなんで。

南委員 この方は所沢在住ですから、おそらく田布施の土地をみな処分したいからこういう形になるんだろうと思います。

小坂委員 でしょうね。

南委員 まあ残念ながら、こういうのがだんだん増えますね。ただ、荒らしとるまんまよりは、一応こういうふうに整理して回られるのが理想ではありますので、まあいいかなと思います。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり決定致しました。

議長 それではこれより協議事項に移ります。(協議終了)

本日の日程は全て終了しました。令和7年第1回田布施町農業委員会総会を閉会します。